

財務省告示第六百三十一号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十五年九月二十二日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。  
 平成十五年十月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記 号	発行の根拠	法律及びそ の条項の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格	利率	経過利率
利付国庫債券（十年）（第二百五 十三回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けけるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四條第三 項第四号に規定する郵便貯金資 金による引受け	額面金額で二千七百八十億円	二 千 七 百 九 十 九 億 七 千 三 百 八 十 万 円	五 万 円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものと する。	平成十五年九月二十二日	額面金額百円につき百円七十一 銭	年一・六パーセント	日本郵政公社総裁は、払込金額

の払込み

に「加え、次の算式により算出し、た金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。」

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.6}{100} \times \frac{2}{365}}$$

十三 初期利子

平成十六年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う。以下、次の号及び第十五号において規定する期日について同じ。」

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.6}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日を「支払期」とし、各支払期において、その日以前六箇月に属する利子を「支払う。」

十五 償還期限

平成二十五年九月二十日

十六 償還金額

日本銀行

十七 元利支所

十八 払込期日

平成十五年九月二十二日